

2020年2月28日

お客さま各位

気仙沼信用金庫

## 「民法(債権法)の改正」を踏まえた預金規定等改定のお知らせ

平素より、当金庫をお引立ていただき誠にありがとうございます。

当金庫では「民法(債権法)の改正」を踏まえ、2020年4月1日より以下の預金規定等を改定いたします。

なお、改定後の規定は、既にお取引いただいているお客さまにも適用致します。

## 【主な改定箇所】

## ○預金契約等の成約項目の新設

## 普通預金規定(抜粋)

## 1. (預金契約の成立)

当金庫は、お客様からこの預金に係る、当金庫所定の申込書の提出を受け、これを承諾したときは、当該預金に係る契約が成立するものとします。

## ○成年後見人等に関する届出義務の新設

## 総合口座取引規定(抜粋)

## 16. (成年後見人等の届出)

(1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに書面によって成年後見人等の氏名その他必要な事項を届出てください。また、預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様に届出てください。

## ○定期預金の満期前解約の制限の明確化

## 総合口座取引規定(抜粋)

## 14. (解約等)

(2) 債権保全の必要があるとき、その他当金庫が定期預金について満期日前の解約を拒否すべき事由があると認めるときは、この預金は満期日前に解約できません。

## ○変更条項の新設

## 普通預金規定(抜粋)

## 5. (規定の変更)

- (1) この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法第548条の4の規定に基づき変更するものとします。
- (2) 前項によるこの規定の変更は、変更を行う旨および変更後の規定の内容ならびにその効力発生時期を、店頭表示、インターネットまたはその他相当の方法で公表することにより、周知します。
- (3) 前二項による変更は、公表の際に定める適用開始日から適用するものとします。

【適用開始日】

・ 2020年4月1日（水）

【改定される規定一覧】

| 〈規定名〉                                  | 〈規定名〉                           |
|--|---------------------------------|
| 総合口座取引規定                               | 自由金利型定期預金(大口定期預金)規定<非自動継続型>     |
| 通知預金規定                                 | 自動継続自由金利型定期預金(大口定期預金)規定         |
| 当座勘定規定                                 | 自由金利型定期預金(M型)(スーパー定期)規定<非自動継続型> |
| 普通預金(無利息型普通預金含む)・納税準備預金・貯蓄預金・通知預金 共通規定 | 自動継続自由金利型定期預金(M型)(スーパー定期)規定     |
| 普通預金(無利息型普通預金含む)規定                     | 変動金利定期預金規定<非自動継続型>              |
| 納税準備預金規定                               | 自動継続変動金利定期預金規定                  |
| 貯蓄預金規定                                 | 積立定期預金規定                        |
| 定期預金共通規定                               | 新型積立定期預金規定                      |
| 期日指定定期預金規定<非自動継続型>                     | 定期積金規定                          |
| 自動継続期日指定定期預金規定                         | 貸金庫規定                           |
|  | 盗難通帳等による預金等の不正な払戻し被害の補てんに関する特約  |

以上